第３６回定例総会
議　　事　　録

期　日

令和８年７月１５日開会

令和８年７月１５日閉会

米沢市農業委員会

令和８年７月１５日（水）午前９時２３分 米沢市農業委員会第３６回定例総会を米沢市役所庁議室に招集した。

出席委員（１８名）

１番　小関善隆　委員	７番　鈴木和義　委員	１３番　古畑功一　委員
２番　我彦正福　委員	８番　樋渡由美　委員	１４番　佐藤利夫　委員
３番　山王堂民榮　委員	９番　髙山吉典　委員	１６番　相田市三郎　委員
４番　佐藤政和　委員	１０番　遠藤伊一　委員	１７番　伊藤俊浩　委員
５番　宮﨑雅文　委員	１１番　小関敏弘　委員	１８番　鈴木晃子　委員
６番　木村彰博　委員	１２番　橋本政美　委員	１９番　桐澤林右衛門　委員

欠席通告委員（なし）

遅刻通告委員（１名）

１５番　長谷部吉雄　委員

農業委員以外の出席者（なし）

会議に出席した事務局職員（７名）

事　務　局　長	相 田 悦 志
事務局長補佐兼農地主査	髙 田 直 美
農 政 振 興 主 査	山 岸 哲 哉
主　　査	髙 世　　琢
主　　査	瀧 口 圭 史
主　　査	片 山 紀 子
主　　任	須 貝 祐 太

会議に付議した事項

１．提出議題

報第１号　　非農地証明の報告について

議第１号　　農地法第３条の規定による許可申請について

議第２号　　農地法第４条の規定による許可申請について

議第３号　　農地法第５条の規定による許可申請について

議第４号　　農用地利用集積等促進計画（案）について

２．その他

開　　会　　午前９時２３分

山岸主査　　これより第３６回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和を１８番　鈴木晃子委員のご発声にてよろしくお願いいたします。

（唱和）

山岸主査　　それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会　　長　　おはようございます。

改選前の最後の定例総会ということでございますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

「農委よねざわ」が「農業委員会だより」全国コンクールにおいて、全国農業新聞特別賞を受賞し、先月２６日に行われた山形県農業会議通常総会の席上、表彰を受けました。全国で何番目かに入る賞ということで、大変すばらしい受賞でありました。

先日の宮城県三陸方面の自主研修は天候に恵まれ、大変有意義な研修でありました。東日本大震災の津波により、大変な被害を被ったところが復興し、農業法人を立ち上げて水稲栽培やオリーブ園などを経営しているということで、圃場も見てきたわけですが、大規模経営ということで、一番びっくりしたのは、田が畦畔も中もきれいであったということでした。大規模というのはどうしても草が生えたりするものでありますが、そういうのがなく、大変すばらしい管理をされているのだと思います。また、東北でオリーブというのは多分考えもつかなかったことだと思いますけれども、植えてみたらと香川県からボランティアで来ていただいた方に勧められて植えたそうです。それが成功して商品化をしているということでありました。

さて、今日の新聞を見ますと、自民党の小野寺会長が農水大臣に備蓄米の買戻しの申入れをしたということであります。買戻しをすると価格が上がるということで、なかなか買戻しはできなかったと思いますが、九州ではありますが、早場米が１８，０００円の提示であったと。それが基になって全国の概算金が決まると考えれば、大幅に米価が安くなるということで、安くなれば後継者が育たないということもありますので、ぜひ再生産できるような米価になってほしいと思ったところであります。米のコスト指標が約２０，５００円と出たわけでありますので、それよりも安いということでは、農地の持続といいますか、できなくなると思いますので、これからも情報収集をしながら活動していきたいと思います。大変ご苦労さまでございます。

山岸主査　　ありがとうございました。

それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第

４条の規定により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

議　　長　　それでは、議事の進行をさせていただきます。

本日の出席委員は１８名であります。遅刻の通告は、１５番　長谷部吉雄委員であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第３６回定例総会は成立しました。

今回の議事録署名委員には、３番　山王堂民榮委員、４番　佐藤政和委員を指名します。

続いて、審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

山岸主査　　（挙手）

議　　長　　山岸主査。

山岸主査　　議案の訂正はございません。

議　　長　　ないようですので、議事を進めます。

初めに、報第１号　非農地証明の報告について、を議題とします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査　　（挙手）

議　　長　　瀧口主査。

瀧口主査　　報第１号　非農地証明の報告について。次のとおり、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号５号から６号の計２件で、証明しました地目別の筆数及び地積は、田１筆　４９．００㎡、畑１筆　２４３．００㎡、合計２筆２９２．００㎡です。

受理番号５号　申請人　○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。利用状況は、昭和５１年頃より住宅敷地として利用しているものです。

受理番号６号　申請人　○○○○　外１名、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。利用状況は、昭和６１年頃より建物敷地として利用しているものです。

以上、よろしくお願いします。

議　　長　　ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員　　なし。

議　　長　　ないので、以上で報第１号　非農地証明の報告について、を終わります。

次に、議第１号　農地法第３条の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任　　（挙手）

議　　長　　須貝主任。

須貝主任　　議第１号　農地法第３条の規定による許可申請について。下記農地について、農地法第３条第１項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。

受理番号１７号から２４号の計８件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田９筆　２０，２３３．００㎡、畑１２筆　３，９７７．００㎡、合計２１筆　２４，２１０．００㎡です。

受理番号１７号　貸人　○○○○、借人　△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は農地の賃貸借のためです。

受理番号１８号　貸人　○○○○、借人　△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は農地の賃貸借のためです。

受理番号１９号　渡人　○○○○、受人　△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は売買による所有権移転のためです。

受理番号２０号　渡人　○○○○、受人　△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は売買による所有権移転のためです。

受理番号２１号　渡人　○○○○、受人　△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は売買による所有権移転のためです。

受理番号２２号　渡人　○○○○、受人　△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は売買による所有権移転のためです。

受理番号２３号　渡人　○○○○、受人　△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は売買による所有権移転のためです。

受理番号２４号　渡人　○○○○、受人　△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は売買による所有権移転のためです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

それでは、受理番号１７号から２４号を上程します。

４　　番　　（佐藤政和委員　挙手）

議　　長　　４番　佐藤委員。

４　　番　　４番　佐藤です。１７号と１８号が私の案件ですので、一緒に報告をさせ

ていただきます。

まず１７号ですが、所在、面積などは議案書記載のとおりです。〇〇さんと△△さんは従前から賃貸借をしており、更新ということで３条の申請をされました。何ら問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

続いて１８号、〇〇さんの住所は小野川となっておりますが、もともとは矢野目の方で、両親がお亡くなりになり、〇〇さんが相続をされたということで、貸人になっています。こちらも従前からの貸し借りの更新ですので、何ら問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　続いて、１９号。

７　　番　　（７番　鈴木和義挙手）

議　　長　　７番　鈴木委員。

７　　番　　７番　鈴木です。受理番号１９号について報告します。

申請人並びに土地の表示等は議案書記載のとおりです。〇〇〇〇さん並びに△△△△さんは親戚ということで、現在も△△さんが〇〇さんの畑を耕作していて、今後も耕作していきたいということです。何も問題はないかと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　続いて、２０号。

９　　番　　（９番　髙山吉典挙手）

議　　長　　９番　髙山委員。

９　　番　　９番　髙山です。受理番号２０号について報告します。

所在、面積等は議案書記載のとおりです。渡人の〇〇〇〇さんは、現在独り暮らしの７５歳ということで、農業はしないため畑を売りたいということです。隣に住んでおられる△△△△さんに声をかけて、売買となったようです。△△△△さんは現在、米を作っておりますが、こちらはソバを栽培したいということでありました。特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　続いて、２１号。

１６番　　（１６番　相田市三郎挙手）

議　　長　　１６番　相田委員。

１６番　　１６番　相田です。受理番号２１号の調査結果を報告します。

売買のための申請です。渡人、受人、所在、その他は議案書記載のとおりです。申請地は塩井小学校の西側３００メートルのところで、７月４日と７月６日にそれぞれ訪問して話を聞き、現地確認もしてきました。受人の△△△△さんの住宅と隣接している農地で、夫婦で家庭菜園をするため渡人の〇〇〇〇さんにお願いしたそうです。△△夫妻は２年前に東京から移住してき

ておりますが、地域の方との交流があり、いろいろと教えてもらいながら家庭菜園をしたいと言っておりましたので、問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。（「２３号もですか」の声あり）

２３号も一緒に報告します。

こちらも売買のための申請です。渡人、受人、所在、その他は議案書記載のとおりです。申請地は、塩井地区にある老人ホームサンファミリアの北側の住宅街のところであります。７月２日に訪問と電話で聞き取りを行い、また、現地確認をしてきました。この案件は、今年３月に既に申請し許可された場所ですが、一部に共有地が残っており、今回申請されたそうです。受人の△△さんは既にきれいに管理しており、問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　続いて、２２号。

１７番　（１７番　伊藤俊浩挙手）

議　　長　１７番　伊藤委員。

１７番　１７番　伊藤です。議案書記載のとおりの申請であります。

渡人の○○さんが父親から相続した土地を、近所にお住まいの△△さんが家庭菜園として使いたいということで売買の申請になりました。現在のところ、まだ畑という状態ではなく草だらけの状態ですが、一生懸命管理されるということの申入れでした。以前、近くに２６１㎡賃貸で借り入れているところがあり、もう少し広げるための申請です。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　２４号。

１９番　（１９番　桐澤林右衛門挙手）

議　　長　１９番　桐澤委員。

１９番　１９番　桐澤です。受理番号２４号の調査報告をします。

渡人の○○さんが実家を相続して、受人の△△さんが隣接する宅地と合わせて購入するという案件です。土地の表示等は議案書記載のとおりです。以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　それでは、ただいまの受理番号１７号から２４号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員　なし。

議　　長　ないので、受理番号１７号から２４号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員　異議なし。

議　　長　異議がないので、議第１号　農地法第３条の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定しました。

次に、議第２号　農地法第４条の規定による許可申請について、を議題とします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査　（挙手）

議　　長　瀧口主査。

瀧口主査　議第２号　農地法第４条の規定による許可申請について。次のとおり、農地法第４条の規定による許可申請がありましたので、審議を求めるため委員会に付議します。

受理番号２号から３号の計２件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は、田１筆　４８７．００㎡、畑１筆　３４．００㎡、合計２筆　５２１．００㎡です。

受理番号２号　申請人　○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は駐車場の造成です。こちらは都市計画法の用途地域内の第３種農地です。

受理番号３号　申請人　○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は雪捨て場の造成です。こちらは都市計画法の用途地域内の第３種農地です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

それでは、受理番号２号から３号を上程します。

５　　番　（宮﨑雅文委員　挙手）

議　　長　５番　宮﨑委員。

５　　番　５番　宮﨑です。受理番号２号、３号ともに担当案件ですので、併せて報告します。

まず、受理番号２号についてです。

春日２丁目のイオン米沢店のやや東側にある土地です。申請人は○○さんということで、申請地の北側にある住宅にお住まいの方です。この手前側に駐車場がありますが、以前にこちらを転用されて駐車場として使っておりましたが、近隣住民から、駐車場を増やしてほしいという要望があったということで、今回の申請に至りました。７月１日、現地調査をしまして、担当行政書士の△△さんと電話にて内容を確認しました。事前着工もなく、問題ないかと思います。

続きまして、３号、下花沢３丁目の件に関しまして調査結果を報告します。

申請地は申請位置図をご覧いただければと思います。下花沢郵便局よりやや南側に行った住宅街の一角です。申請人の○○さんは、もともとこの場所を冬は雪の片づけ場として利用しておりましたが、このたび相続により名義が変わったので、地目を変更して正式に雪捨て場として利用したいという内

容の申請となっております。こちらも同じく７月１日現地調査をしまして、同じ担当行政書士の△△さんに電話にて内容を確認しました。事前着工もなく、問題ないかと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　それでは、ただいまの受理番号２号から３号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員　　なし。

議　　長　　ないので、受理番号２号から３号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員　　異議なし。

議　　長　　異議がないので、議第２号　農地法第４条の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定しました。

次に、議第３号　農地法第５条の規定による許可申請について、を議題とします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査　　（挙手）

議　　長　　瀧口主査。

瀧口主査　　議第３号　農地法第５条の規定による許可申請について。次のとおり、農地法第５条の規定による許可申請がありましたので、審議を求めるため委員会に付議します。

受理番号１３号から１８号の計６件で、申請のありました地目別の筆数及び地積は、田７筆　６，３６８．００㎡、畑１０筆　２，０８０．００㎡、合計１７筆　８，４４８．００㎡です。

受理番号１３号　渡人　○○○○、受人　△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、車庫及び物置の建設、家庭菜園のためです。こちらは集落接続の第１種農地です。

受理番号１４号　貸人　○○○○、借人　△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、車両置場の造成のためです。こちらは集落接続の第１種農地です。

受理番号１５号　渡人　○○○○、受人　△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、イベント広場の造成ためです。こちらは１種３種に該当しない小集団の第２種農地です。

受理番号１６号　貸人　○○○○、借人　△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、ドラッグストアの建設のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の第３種農地です。

受理番号１７号　渡人　○○○○、受人　△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、蓄電所の建設のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の第３種農地です。

受理番号１８号　渡人　○○○○、借人　△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、駐車場及び雪捨て場の造成のためです。こちらは１種３種に該当しない小集団の第２種農地です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　この件について調査された委員は、調査結果について報告をしてください。

それでは、受理番号１３号から１８号を上程します。

４　　番　（佐藤政和委員　挙手）

議　　長　４番　佐藤委員。

４　　番　４番　佐藤です。受理番号１３号と１４号が担当の案件ですので、併せて報告します。

まず、受理番号１３号ですが、所在、渡人、受人については議案書記載のとおりです。渡人の○○○○さんですが、申請位置図に表示されている屋敷と周りの部分を、全て隣の受人の△△△△さんに売り渡すということになっています。そして、△△さんが、そこをカーポートや物置、家庭菜園とする申請となっております。事前着工もなく、問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

続いて、１４号ですが、場所は申請位置図のとおり矢野目になります。表示等につきましては議案書記載のとおりです。貸人の○○○○さんが借人の△△△△の社長をなさっており、自分の土地を会社に貸すということになっています。この５条の申請になった土地を車両置場ということで転用したいということです。事前着工もなく、問題はないと思いますので、両方ともご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　続いて、１５号。

７　　番　（鈴木和義委員　挙手）

議　　長　７番　鈴木委員。

７　　番　７番　鈴木です。受理番号１５号について報告します。

渡人、受人並びに所在地は議案書記載のとおりです。場所は、賜の湯の道向かいにあるグランピング施設に隣接する畑になります。担当行政書士には電話で内容を確認し、現地を調査したところ、事前着工等もなく、特に問題はないかと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　続いて、１６号。

５　　番　（宮﨑雅文委員　挙手）

議　　長　５番　宮﨑委員。

５　　番　５番　宮﨑です。１６号の案件について調査結果を報告します。

場所は徳町ということで、ヨークベニマル成島店のやや東側の土地になります。貸人の○○さんは、隣にある食事処を経営されており、申請地にドラ

ッグストアを建設する申請になります。敷地と駐車場ということで、このような形になるのですが、７月１日に現地確認してきました。そして、△△△△の担当の方と電話にて内容を確認しましたところ、申請のとおり駐車場及び店舗の建設ということで、事前着工もなく、問題ないかと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　続いて、１７号。

１９番　　（桐澤林右衛門委員　挙手）

議　　長　　１９番　桐澤委員。

１９番　　１９番　桐澤です。受理番号１７号の調査報告をします。

申請人、土地の表示は議案書記載のとおりです。担当の〇〇行政書士に電話で確認し、蓄電所を建設するということです。６月末に現地確認を行い、事前着工はありませんでした。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　続いて、１８号。

９　　番　　（髙山吉典委員　挙手）

議　　長　　９番　髙山委員。

９　　番　　９番　髙山です。受理番号１８号について報告します。

所在、面積等は議案書記載のとおりです。担当行政書士の〇〇さんに電話で確認しました。先々月ですが、渡人、受人が一緒の案件で農地を売買するということがあったのですが、畑２つが抜けていたということで、今回の売買になっています。△△△△では、その農地の向かいに所有するアパートがあるということで、駐車場と雪捨て場にしたいということでありました。現地確認して事前着工もなく、問題ないかと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　それでは、ただいまの受理番号１３号から１８号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員　　なし。

議　　長　　ないので、受理番号１３号から１８号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員　　異議なし。

議　　長　　異議がないので、議第３号　農地法第５条の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定しました。

次に、議第４号　農用地利用集積等促進計画（案）について、を議題といたします。議題の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任　　（挙手）

議　　長　　須貝主任。

須貝主任　　議第４号　農用地利用集積等促進計画（案）について。農地中間管理事業

の推進に関する法律第１８条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画（案）について意見を聴くため、委員会に付議します。

受理番号１号から２号の計２件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ６筆　１１，３０５．００㎡、合計も同様です。

受理番号１号　渡人　○○○○、受人　△△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号２号　渡人　○○○○、受人　△△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

なお、本件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員　なし。

議　　長　ないので、受理番号１号から２号について、議案書のとおり決定することに異議ありませんか。

全 委 員　異議なし。

議　　長　異議がないので、議第４号　農用地利用集積等促進計画（案）については、議案書のとおり決定しました。

以上で１の提出議案についての審議は終了しました。

続いて、２のその他に移りますが、皆様から何かご発言等ございませんか。

全 委 員　なし。

議　　長　ないようですので、２のその他を終了し、以上で本日の第３６回米沢市農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉　　会　　午前９時５５分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和８年７月１５日（水）

米沢市農業委員会

議長

小関　善隆

議事録署名委員

山王堂　民榮

議事録署名委員

佐藤　政和